

○内閣府令第 号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）及び公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）の規定に基づき、企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十年 月 日

内閣総理大臣 福田 康夫

企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第一条 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項第九号の次に次の一号を加える。

九の二 提出会社において、監査公認会計士等（当該提出会社の財務計算に関する書類（法第百九十三条の二第一項に規定する財務計算に関する書類をいう。以下この号において同じ。）について、同項の規定により監査証明を行う公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下この号において同じ。）若しくは監査法人（以下この

号において「財務書類監査公認会計士等」という。）又は当該提出会社の内部統制報告書（法第二十条の四の四第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する内部統制報告書をいう。以下同じ。）について、法第百九十三条の二第二項の規定により監査証明を行う公認会計士若しくは監査法人（以下この号において「内部統制監査公認会計士等」という。）をいう。以下この号において同じ。）の異動（財務書類監査公認会計士等であつた者が財務書類監査公認会計士等でなくなること若しくは財務書類監査公認会計士等でなかつた者が財務書類監査公認会計士等になること又は内部統制監査公認会計士等であつた者が内部統制監査公認会計士等でなくなること若しくは内部統制監査公認会計士等でなかつた者が内部統制監査公認会計士等になること）をいい、当該提出会社が法第二十四条の四の四第一項又は第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により初めて内部統制報告書を提出することとなつた場合において、財務書類監査公認会計士等である者が内部統制監査公認会計士等を兼ねることを除く。以下この号において同じ。）が当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合又は監査公認会計士等の異動があつた場合（当該異動が当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定されたことについて臨時報

告書を既に提出した場合を除く。）

イ 当該異動に係る監査公認会計士等（以下この号において「異動監査公認会計士等」という。）の氏名又は名称

ロ 当該異動の年月日

ハ 財務書類監査公認会計士等であつた者が財務書類監査公認会計士等でなくなる場合又は内部統制監査公認会計士等であつた者が内部統制監査公認会計士等でなくなる場合には、次に掲げる事項

当該異動に係る財務書類監査公認会計士等が直近において当該財務書類監査公認会計士等となつた年月日又は当該異動に係る内部統制監査公認会計士等が直近において当該内部統制監査公認会計士等となつた年月日

当該異動に係る財務書類監査公認会計士等が作成した監査報告書等（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十二年大蔵省令第十二号。以下この号において「監査証明府令」という。）第三条第一項の監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書であつて、当該異動の日前三年以内に当該提出会社が提出した財務計算に関する書類に係るものをいう。）に次に掲

げる事項の記載がある場合には、その旨及びその内容

() 監査証明府令第四条第四項第二号に規定する除外事項を付した限定付適正意見又は同項第三号に規定する不適正意見

() 監査証明府令第四条第八項第二号に規定する除外事項を付した限定付意見又は同項第三号に規定する中間財務諸表等が有用な情報を表示していない旨の意見

() 監査証明府令第四条第十二項第二号に規定する除外事項を付した限定付結論又は同項第三号に規定する否定的結論

() 監査証明府令第四条第十四項に規定する意見又は結論の表明をしない旨及びその理由

当該異動に係る内部統制監査公認会計士等が作成した内部統制監査報告書（財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第六十二号。以下この号において「内部統制府令」という。）第一条第二項に規定する内部統制監査報告書であつて、当該異動の日前三年以内に当該提出会社が提出した内部統制報告書に係るものをいう。）に次に掲げる事項の記載がある場合には、その旨及びその内容

() 内部統制府令第六条第四項第二号に規定する除外事項を付した限定付適正意見又は同項第三号に規定する不適正意見

() 内部統制府令第六条第六項に規定する意見の表明をしない旨及びその理由

当該異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯

の理由及び経緯に対する監査証明府令第四条第一項各号に定める事項又は内部統制府令第六条第一項各号に掲げる事項に係る異動監査公認会計士等の意見

異動監査公認会計士等が の意見を表明しない場合には、その旨及びその理由（当該提出会社が当該異動監査公認会計士等に対し、当該意見の表明を求めるために講じた措置の内容を含む。

）

第二号様式第二部第4の6を次のように改める。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

【コーポレート・ガバナンスの状況】（52 - 2）

【監査報酬の内容等】（52 - 3）

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区 分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(円)	非監査業務に基づく報酬(円)	監査証明業務に基づく報酬(円)	非監査業務に基づく報酬(円)
提出会社				
連結子会社				
計				

【その他重要な報酬の内容】

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

【監査報酬の決定方針】

第二号監査報酬の決定方針(52-2)「監査報酬の内容(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項に規定する業務に基づく報酬とそれ以外の業務に基づく報酬に区分した内容)」並びに「監査報酬の決定方針」

1項に規定する業務に基づく報酬とそれ以外の業務に基づく報酬に区分した内容)」並びに「監査報酬の決定方針」

注意 (52-2) の次のように定める。

(52-2)

d 業務を執行した公認会計士（公認会計士法第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。

以下同じ。）の氏名、所属する監査法人名及び提出会社の財務書類について連続して監査関連業務（同法第24条の3第3項に規定する監査関連業務をいう。）を行っている場合における監査年数（当該年数が7年を超える場合に限る。）、監査業務に係る補助者の構成並びに監査証明を個人会計士が行っている場合の審査体制について具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

第二号の様式記載上の注意 (52-2) の次のように定める。

(52-3) 監査報酬の内容等

a 最近2連結会計年度（連結財務諸表を作成していない場合には最近2事業年度。以下この様式において同じ。）において、提出会社及び提出会社の連結子会社が監査公認会計士等（第19条第2項第9号の2に規定する監査公認会計士等をいう。以下この様式及び第二号の五様式において同じ。）に対して支払った、又は支払うべき報酬について、監査証明業務（公認会計士法第2条第1項に規定する業務をいう。以下この様式及び第二号の五様式において同じ。）に基づく報酬とそれ以外

の業務（以下この様式及び第二号の五様式において「非監査業務」という。）に基づく報酬に区分して記載すること。

b aにより記載する報酬の内容のほか、提出会社の監査報酬等の内容として重要な報酬の内容（例えば、提出会社の連結子会社の財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を行う者（監査公認会計士等と同一のネットワーク（共通の名称を用いるなどして2以上の国においてその業務を行う公認会計士又は監査法人及び外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者をいう。）によって構成される組織をいう。）に属する者に限る。）に対して、当該連結子会社及び提出会社がそれぞれ支払った、又は支払うべき報酬の内容）について具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

c 最近2連結会計年度において、非監査業務に基づく報酬（提出会社が監査公認会計士等に対して支払った、又は支払うべきものに限る。）があるときは、当該非監査業務の内容を記載すること。

d 提出会社が監査公認会計士等に対する報酬の額の決定に関する方針を定めているときは、当該方

針の概要を記載すること。

第二号第五号の五様式⁽⁵³⁾の「なお、最近連結会計年度等（連結財務諸表を作成していない場合には最近事業年度等。以下この号において同じ。）において公認会計士又は監査法人が交代した場合には、その旨を記載すること。」や「また、最近2連結会計年度等（連結財務諸表を作成していない場合には最近2事業年度等）において監査公認会計士等の異動（第19条第2項第9号の2に規定する異動をいう。以下この様式及び第二号の五様式において同じ。）があつた場合には、その旨を記載すること。なお、当該異動について同号の規定に基づいて臨時報告書を提出した場合には、当該臨時報告書に記載した事項（同号八からまでに掲げる事項については、その概要）も記載すること。」に「なお、連結会計年度の次」の「最近連結会計年度等」の次に「（連結財務諸表を作成していない場合には最近事業年度等）」を加える。

第二号の四様式第二部第4の6を次のように改める。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

【コーポレート・ガバナンスの状況】

【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区 分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(円)	非監査業務に基づく報酬(円)	監査証明業務に基づく報酬(円)	非監査業務に基づく報酬(円)
提出会社				
連結子会社				
計				

【その他重要な報酬の内容】

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

【監査報酬の決定方針】

第二号の五様式第三部第1の9を次のように改める。

9 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

【コーポレート・ガバナンスの状況】（32 - 2）

【監査報酬の内容等】（32 - 3）

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区 分	最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
	監査証明業務に 基づく報酬（円）	非監査業務に基 づく報酬（円）	監査証明業務に 基づく報酬（円）	非監査業務に基 づく報酬（円）
提出会社				

【その他重要な報酬の内容】

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

【監査報酬の決定方針】

（32 - 2）
第二号の五様式記載上の注意の次に次のように加える。

（32 - 3） 監査報酬の内容等

a 最近2事業年度において、提出会社が監査公認会計士等に対して支払った、又は支払うべき報酬

について、監査証明業務に基づく報酬と非監査業務に基づく報酬に区分して記載すること。

b aにより記載する報酬の内容のほか、提出会社の監査報酬等の内容として重要な報酬の内容（例えば、提出会社の連結子会社が監査公認会計士等に対して支払った、又は支払うべき報酬）について具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

c 最近２事業年度において、非監査業務に基づく報酬（提出会社が監査公認会計士等に対して支払った、又は支払うべきものに限る。）があるときは、当該非監査業務の内容を記載すること。

d 提出会社が監査公認会計士等に対する報酬の額の決定に関する方針を定めているときは、当該方針の概要を記載すること。

振替口座簿の取扱い（注）なお、最近事業年度等において公認会計士又は監査法人が交代した場合には、その旨記載すること。」や「また、最近２事業年度等において監査公認会計士等の異動があった場合には、その旨を記載すること。なお、当該異動について第19条第２項第９号の２の規定に基づいて臨時報告書を提出した場合には、当該臨時報告書に記載した事項（同号ハ から までに掲げる事項について、その概要）も記載すること。」と定める。

第二号の六様式第三部第4の6及び第二号の七様式第三部第4の6を次のように改める。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

【コーポレート・ガバナンスの状況】

【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区 分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬（円）	非監査業務に基 づく報酬（円）	監査証明業務に 基づく報酬（円）	非監査業務に基 づく報酬（円）
提出会社				
連結子会社				
計				

【その他重要な報酬の内容】

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

【監査報酬の決定方針】

第三号様式第一号第4の6を次のように定める。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

【コーポレート・ガバナンスの状況】（31 - 2）

【監査報酬の内容等】（31 - 3）

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬（円）	非監査業務に基 づく報酬（円）	監査証明業務に 基づく報酬（円）	非監査業務に基 づく報酬（円）
提出会社				
連結子会社				
計				

【その他重要な報酬の内容】

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

【監査報酬の決定方針】

第三号様式記載上の注意^(31・2)の次に次のように加える。

(31 - 3) 監査報酬の内容等

第二号様式記載上の注意(52 - 3)に準じて記載すること。

第三号の二様式第一部第一の6を次のように改める。

9【コーポレート・ガバナンスの状況等】

【コーポレート・ガバナンスの状況】(12 - 2)

【監査報酬の内容等】(12 - 3)

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前事業年度		当事業年度	
	監査証明業務に	非監査業務に基	監査証明業務に	非監査業務に基

	基 づ く 報 酬 (円)	づ く 報 酬 (円)	基 づ く 報 酬 (円)	づ く 報 酬 (円)
提 出 会 社				

【その他重要な報酬の内容】

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

【監査報酬の決定方針】

第三号の二様式記載上の注意⁽¹²⁻²⁾の次に次のように加える。

(12 - 3) 監査報酬の内容等

第二号の五様式記載上の注意 (32 - 3) に準じて記載すること。

第四号様式第一部第4の5を次のように改める。

5 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

【コーポレート・ガバナンスの状況】

【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(円)	非監査業務に基 づく報酬(円)	監査証明業務に 基づく報酬(円)	非監査業務に基 づく報酬(円)
提出会社				
連結子会社				
計				

【その他重要な報酬の内容】

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

【監査報酬の決定方針】

第七号様式第二部第5の5を次のように改める。

5 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

【コーポレート・ガバナンスの状況】（47 - 2）

【監査報酬の内容等】（47 - 3）

【外国監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区 分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(円)	非監査業務に基づく報酬(円)	監査証明業務に基づく報酬(円)	非監査業務に基づく報酬(円)
提出会社				
連結子会社				
計				

【その他重要な報酬の内容】

【外国監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

【監査報酬の決定方針】

第七号様式記載上の注意(47-2)の次に次のように加える。

(47-3) 監査報酬の内容等

第二号様式記載上の注意（52 - 3）に準じて記載すること。この場合において、「監査公認会計士等（第19条第2項第9号の2に規定する監査公認会計士等をいう。以下この様式及び第二号の五様式において同じ。）」とあるのは「外国監査公認会計士等（監査公認会計士等（第19条第2項第9号の2に規定する監査公認会計士等をいう。以下この様式において同じ。）、当該提出会社の財務計算に関する書類（法第193条の2第1項に規定する財務計算に関する書類をいう。）について同項第1号の監査証明に相当すると認められる証明を行う外国監査法人等（公認会計士法第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。以下このaにおいて同じ。）又は当該提出会社の内部統制報告書について法第193条の2第2項第1号の監査証明に相当すると認められる証明を行う外国監査法人等をいう。以下この様式において同じ。）」と、「第2条第1項に規定する業務」とあるのは「第2条第1項に規定する業務（外国監査法人等にあつては、同項の業務に相当すると認められる業務）」と、「監査公認会計士等と同一」とあるのは「外国監査公認会計士等と同一」と、「提出会社が監査公認会計士等」とあるのは「提出会社が外国監査公認会計士等」と読み替えるものとする。

第七号の四様式第三部第5の5を次のように改める。

5 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

【コーポレート・ガバナンスの状況】

【監査報酬の内容等】

【外国監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区 分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（円）	非監査業務に基づく報酬（円）	監査証明業務に基づく報酬（円）	非監査業務に基づく報酬（円）
提出会社				
連結子会社				
計				

【その他重要な報酬の内容】

【外国監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

【監査報酬の決定方針】

第八号様式第一部第5の5を次のように改める。

5 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

【コーポレート・ガバナンスの状況】（29 - 2）

【監査報酬の内容等】（29 - 3）

【外国監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬（円）	非監査業務に基 づく報酬（円）	監査証明業務に 基づく報酬（円）	非監査業務に基 づく報酬（円）
提出会社				
連結子会社				
計				

【その他重要な報酬の内容】

【外国監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

【監査報酬の決定方針】

（²⁹）
第八号様式記載上の注意の次に次のように加える。

（29 - 3） 監査報酬の内容等

第二号様式記載上の注意（52 - 3）に準じて記載すること。この場合において、「監査公認会計士等（第19条第2項第9号の2に規定する監査公認会計士等をいう。以下この様式及び第二号の五様式において同じ。）」とあるのは「外国監査公認会計士等（監査公認会計士等（第19条第2項第9号の2に規定する監査公認会計士等をいう。以下この様式において同じ。）、当該提出会社の財務計算に関する書類（法第193条の2第1項に規定する財務計算に関する書類をいう。）について同項第1号の監査証明に相当すると認められる証明を行う外国監査法人等又は当該提出会社の内部統制報告書について法第193条の2第2項第1号の監査証明に相当すると認められる証明を行う外国監査法人等をいう。以下この様式において同じ。）」と、「第2条第1項に規定する業務」とあるのは「第2条第1項に規定する業務（外国監査法人等にあつては、同項の業務に相当すると認められる業務）」と、「監査公認会計士等

と同一」とあるのは「外国監査公認会計士等と同一」と、「提出会社が監査公認会計士等」とあるのは「提出会社が外国監査公認会計士等」と読み替えるものとする。

第九号様式第一部第5の5を次のように改める。

5【コーポレート・ガバナンスの状況等】

【コーポレート・ガバナンスの状況】

【監査報酬の内容等】

【外国監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬（円）	非監査業務に基 づく報酬（円）	監査証明業務に 基づく報酬（円）	非監査業務に基 づく報酬（円）
提出会社				
連結子会社				
計				

【その他重要な報告書の内容】

【外国監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

【監査報告書の決定方針】

（公認会計士等登録規則の一部改正）

第二条 公認会計士等登録規則（昭和四十二年大蔵省令第八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第九号中「第八号」を「第十号」に改める。

（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正）

第三条 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項中「及び意見表明報告書」を「意見表明報告書及び対質問回答報告書」に改める。

（公認会計士法施行規則の一部改正）

第四条 公認会計士法施行規則（平成十九年内閣府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第六号 2 . (1) 八 . を次のように改める。

八・振替国債の場合

供託番号	銘柄	金額	評価率	評価額	満期償還 円	新規・既 存の別
円振替国債 円		円	%	円		
円振替国債 円		円	%	円		
円振替国債 円		円	%	円		

附 則

（施行期日）

第一条 この府令は、平成二十年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令（以下「新開示府令」という。）

第十九条第二項第九号の二の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る財務計算に関する書類（金融

商品取引法第百九十三条の二第一項に規定する財務計算に関する書類をいう。以下この項において同じ。

（又は内部統制報告書（同法第二十四条の四の四第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内部統制報告書をいう。以下この項において同じ。）の監査証明を行う監査公認会計士等（同号に規定する監査公認会計士等をいう。以下この項において同じ。）の異動（同号に規定する異動をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る財務計算に関する書類又は内部統制報告書の監査証明を行う監査公認会計士等の異動については、なお従前の例による。

2 新開示府令第二号様式、第二号の四様式から第二号の七様式まで、第七号様式及び第七号の四様式は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める日以後に提出する有価証券届出書について適用し、次の各号に掲げる者が当該各号に定める日前に提出する有価証券届出書については、なお従前の例による。

一 金融商品取引法第二十四条第一項各号（同法第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる有価証券の発行者（当該有価証券の発行者が同項ただし書（同法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けている場合を除く。） 新開示府令第三号様式から第四号様式まで、第八号様式又は第九号様式による有価証券報告書を提出した日

二 前号に掲げる者以外の者 平成二十一年七月一日

3 新開示府令第三号様式から第四号様式まで、第八号様式及び第九号様式は、施行日以後に開始する事業年度に係る有価証券報告書について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る有価証券報告書については、なお従前の例による。